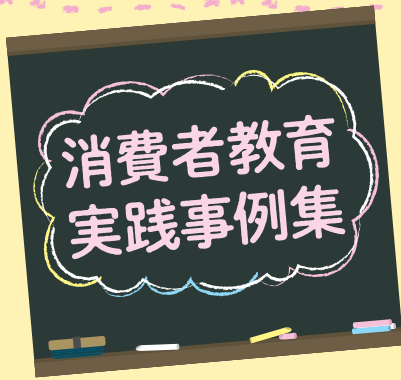


中学生のための身近な法律講座 — 18歳で大人になるときのために —

嵐田 志保 Arashida Shiho 司法書士(宮城県司法書士会)

2014年司法書士登録。2015年宮城県司法書士会法教育推進委員会委員。
2017年同会企画広報部副部長、現在に至る



宮城県司法書士会(以下、当会)では、法教育推進委員会(以下、当委員会)を設置し、2000年度から、宮城県内の主に社会に出る直前の高校生を対象として、出張講座形式の法律講座を行ってきました。数年前から専門学校生もその対象に加え、また、宮城県障害者福祉センターや宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)など、契約等に関する身近な法的知識を必要とする人々に情報を伝える活動を行っています。宮城県および仙台市の教育委員会にも、積極的に当委員会の広報活動の支援をしてもらっているおかげで、開催実績も毎年増加しています。

2019年度からは新たに中学生も対象に加えました。本稿では、当委員会による中学生を対象とした法律講座について紹介します。

過去3年の法律講座等開催実績

■ 2017年度

専門学校での開催で233名、高等学校(2校)での開催で191名、宮城県障害者福祉センターでの開催で34名、合計458名が受講しました。

■ 2018年度

専門学校での開催で250名、高等学校(3校)での開催で332名、合計582名が受講しました。そのほか、宮城県障害者福祉センター、宮城県聴覚障害者情報センター主催でも実施しました。

■ 2019年度

専門学校での開催で375名、高等学校(7校)での開催で532名、中学校(3校)での開催で645名、合計1,552名が受講しました。また、中学生のための仕事博覧会(ワークショップセ

ミナー)に参加、地域の人がどのような仕事をしているか、中学生が事務所を訪問し聞き取りを行う、中学校の地域調査に協力しました。

中学校で法律講座を行うきっかけ

さて、ご存じのとおり、2018年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行されることとなりました。

偶然にも、当委員会委員長のお子さんが18歳で成年となる最初の学年の中学生であったため、中学校の先生と委員長の間で中学生にも法教育を行う必要があるのではないかと話が出たそうです。そこで、早速、当委員会においてもその提案を受け、2019年度より「中学生のための身近な法律講座」を行うことを決定しました。仙台市内の中学校に教育委員会を通して広報を行ったところ、早速3校から応募がありました。

三部構成で楽しく学ぶ

当委員会が行う法律講座の内容は次の三部構成になっています。学校からの要望に応じて、1時間コースは①および③、2時間コースは①②③を行います。

① 契約クイズ

択一のクイズに答えてもらいながら、契約についての解説をします。生徒たち自身も平日頃行っている、お菓子をコンビニで買うことや漫画の貸し借りが法律上の契約に当たると気づいてもらうことをねらいとしています。

契約に当たるといふことはどういふことなのか、口頭でも契約になるのか、契約で決めた事項を守らなかった場合にはどうなるのかなど、普段何げなく行っている行為が契約に該当することを知ってもらい、また、契約には責任が発生することを学んでもらいます。

②悪質商法等に関する寸劇

若者に多い消費者トラブルとして、昔ながらの手口であるデット商法や、多重債務について15分ほどの寸劇を鑑賞し、どのようにトラブルに巻き込まれていくのか、実感してもらいます。その後、10分程度の解説をします。

講師である当会所属の司法書士には演技派の役者陣がそろっており、毎年これを楽しみに依頼してくれる高等学校や専門学校もあります。

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多人数での訪問を避けるため、寸劇の動画を作成して対応することとしました。動画には字幕や音楽もつけて作成しており、分かりやすく、よく理解ができると、生徒たちにも好評です。

③パワーポイントを使つての消費者教育

社会に出る前に知っておきたい、クレジットカードやキャッシングのしくみ、連帯保証人について、また、インターネットトラブル、ネットワークビジネス、キャッチセールス等の悪質商法の事例をパワーポイントの漫画を使いながら説明し、それらの知識を分かりやすく学んでもらえるようにしています。

開催した中学校での感想

当会で派遣している講師陣は、講義が分かりやすいと評判です。特に中学校の講座では、司法書士という職業を知ってもらったうえで、自分の身のまわりにある契約の重要性や、悪質商法にだまされないようにすることを非常に丁寧に講義しており、受講した生徒からのアンケートの結果をみても、分かりやすい、面白かった、興味を持ったなどの回答を得られています。

今後の課題

中学生を法律講座の対象とする場合、契約の話、悪質商法やクレジットカードについてなど、まだ早いのではないかと、という思いもありました。一度講座を受講しても、ほとんどの生徒が大人になるまでに忘れてしまうと思いますので、機会があれば中学校で、高等学校で、また、専門学校で講座を繰り返し受講してもらうことができれば、生徒たちの心に残るのではないだろうか、という結論に至りました。


生徒たちが大人になったとき、それが18歳という早い年齢だとしても、自分の身のまわりには法律というルールがあること、消費者トラブルに巻き込まれないようにすること、万が一困ったときは司法書士等に相談することができることを知ってもらうために、これからも印象に残る講座を開催していきたいと思っています。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法律講座の開催を見合わせていましたが、9月に再開しました。感染防止に努めつつ要望があれば、講座を開催していく予定です。

中学生や先生方の興味を引く法律講座の案内

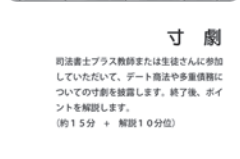
中学生のための身近な法律講座（無料）
～18歳で大人になるためのために～
宮城県司法書士会

社会に出てから、だまされないために！ 楽しく勉強できて、役に立つ！
宮城県司法書士会の身近な法律講座。
お申し込み、お問い合わせは裏面をご覧ください。




**クイズ形式による
「契約の基本」の講義**

3～5問くらいのクイズを生徒さんに答えてもらいながら、契約についての解説をします。わかりやすい問題で、答えは択一ですので、どなたでも参加できます。
(約40分)



寸劇

司法書士プラス教師または生徒さんに参加していただいて、デット商法や多重債務についての寸劇を披露します。終了後、ポイントを解説します。
(約15分 + 解説10分)



**パワーポイントによる
悪質商法等の講義**

悪質商法や、クレジットカードなど、各学校のご要望に基づいてテーマを絞り、パワーポイントや漫画の資料を使用して解説します。
(約30分～60分以上、
何分でもご希望に応じて対応可)



◆ 講義会場は、教室・体育館・視聴覚室等どこでも可能です。生徒さんの人数に合わせてご準備いただければ結構です。パワーポイント使用の場合はプロジェクター等をご準備いただきます。